

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成29年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 岩手県土地改良事業分担金徴収条例(昭和32年岩手県条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。) <u>第91条第1項</u> 及び第4項の規定に基づき、県営土地改良事業について徴収する分担金及び分担金に相当する金額(以下「分担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。) <u>第91条第1項本文</u> 及び第4項の規定に基づき、県営土地改良事業について徴収する分担金及び分担金に相当する金額(以下「分担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第2条 国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和35年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別徴収金) 第4条 特別徴収金は、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者(以下「法第3条資格者」という。)が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき <u>法第113条の2第3項</u> の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設	(特別徴収金) 第4条 特別徴収金は、国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者(以下「法第3条資格者」という。)が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき <u>法第113条の3第3項</u> の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設

定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部若しくは一部を地区とする土地改良区又は当該法第3条資格者から徴収することができる。

(1)～(3) [略]

2 [略]

定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)に、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部若しくは一部を地区とする土地改良区又は当該法第3条資格者から徴収することができる。

(1)～(3) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="147 767 884 815">[略]</td><td data-bbox="884 767 1081 815">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 815 884 1254">3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(23) [略] (24) <u>法第113条の2第1項</u>の工事の完了等に係る届出の受理 (25) <u>法第113条の2第2項</u>の工事の完了に係る公告 (26) [略]</td><td data-bbox="884 815 1081 1254">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 1254 884 1302">[略]</td><td data-bbox="884 1254 1081 1302">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(23) [略] (24) <u>法第113条の2第1項</u> の工事の完了等に係る届出の受理 (25) <u>法第113条の2第2項</u> の工事の完了に係る公告 (26) [略]	[略]	[略]	[略]	<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1155 767 1892 815">[略]</td><td data-bbox="1892 767 2089 815">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1155 815 1892 1254">3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(23) [略] (24) <u>法第113条の3第1項</u>の工事の完了等に係る届出の受理 (25) <u>法第113条の3第2項</u>の工事の完了に係る公告 (26) [略]</td><td data-bbox="1892 815 2089 1254">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1155 1254 1892 1302">[略]</td><td data-bbox="1892 1254 2089 1302">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(23) [略] (24) <u>法第113条の3第1項</u> の工事の完了等に係る届出の受理 (25) <u>法第113条の3第2項</u> の工事の完了に係る公告 (26) [略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]												
3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(23) [略] (24) <u>法第113条の2第1項</u> の工事の完了等に係る届出の受理 (25) <u>法第113条の2第2項</u> の工事の完了に係る公告 (26) [略]	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(23) [略] (24) <u>法第113条の3第1項</u> の工事の完了等に係る届出の受理 (25) <u>法第113条の3第2項</u> の工事の完了に係る公告 (26) [略]	[略]												
[略]	[略]												
備考 改正部分は、下線の部分である。	備考 改正部分は、下線の部分である。												

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。